

| No. | 契約の名称                           | 契約日        | 契約金額      | 契約の相手方の名称                  | 契約の相手方の住所                    | 地方自治法<br>施行令（根拠）  | 契約の相手方の選定理由   | その他 |
|-----|---------------------------------|------------|-----------|----------------------------|------------------------------|-------------------|---|-----|
| 1   | 市民会館<br>ごみ処理業務委託                | 令和5年4月1日   | 607,200   | 有限会社 森屋衛生                  | 宜野湾市<br>新城2丁目23番6号           | 第167条の2<br>第1項第2号 | 宜野湾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条に基づく許可業者で、かつ営業区域が限定されているため左記業者を契約の相手方とした。                            |     |
| 2   | 市民会館<br>舞台照明設備保守点検<br>業務委託      | 令和5年4月1日   | 880,000   | 株式会社<br>松村電機製作所<br>沖縄営業所   | 那覇市<br>久米一丁目15番1号<br>上村ビル3-A | 第167条の2<br>第1項第2号 | 当該機器は、株式会社松村電機製作所の製品でありリース契約当初（平成20年度）から同社に保守点検業務を委託して、安全に運用してきたことから左記業者を契約の相手方とした。             |     |
| 3   | 市民会館<br>舞台機構保守点検業務委託            | 令和5年4月1日   | 2,174,590 | 三精テクノロジーズ<br>株式会社<br>九州営業所 | 福岡県福岡市<br>中央区天神4-1-37        | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本業務は、左記業者のシステムを導入しており保守点検・部品供給の体制・故障発生時の対応など構造を熟知している技術員に依頼し適正に保守点検する必要があるため、左記業者を契約の相手方とした。    |     |
| 4   | 市民会館<br>エレベーター部品取替修繕            | 令和5年10月24日 | 167,002   | 株式会社 沖縄日立                  | 那覇市<br>安謝230番地               | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本業務は、左記業者の機器を導入しておりメーカーの構造を熟知している技術員に修繕を依頼し適正に修繕するため、左記業者を契約の相手方とした。                            |     |
| 5   | 宜野湾市民会館<br>照明操作卓移設業務委託          | 令和6年1月4日   | 209,000   | 株式会社<br>松村電機製作所<br>沖縄営業所   | 那覇市<br>久米一丁目15番1号<br>上村ビル3-A | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本業務は、左記業者が製造及び保守点検を行っている精密機材の移設にあたっては、構造を熟知しているメーカーの技術員に依頼し適正かつ安全に移設するため、左記業者を契約の相手方とした。        |     |
| 6   | 宜野湾市民会館<br>図面（電気設備）調査作成<br>業務委託 | 令和6年1月12日  | 1,845,800 | 株式会社 日本電設                  | 宜野湾市<br>嘉数二丁目12番1号           | 第167条の2<br>第1項第2号 | 本業務内容である現状の電気設備（配線等）の調査並びに図面作成は、施設改修工事（電機設備）と並行し実施することで費用の削減ができることから施設改修工事受注者である左記業者を契約の相手方とした。 |     |